子どもの権利ニュース

第29号

編集責任：日弁連子どもの権利委員会　2023年8月1日

ローエイシア福岡人権大会分科会セッション「子どもの権利と地球温暖化等の環境破壊」の御案内

子どもの権利委員会幹事　小坂　昌司（福岡県弁護士会）

ローエイシアは、アジア・太平洋地域の法律家及び法曹団体で構成される団体で、当連合会も加盟しています。

ローエイシアでは、2019年から、毎年、開催国の弁護士会と協同して人権大会を開催しています。アジア太平洋地域の法律家が様々な人権課題を議論し、交流を深める機会です。その人権大会が、当連合会及び福岡県弁護士会の共催のもと、本年9月2日から4日まで福岡市で開催されることになりました。日本で開催される最初のローエイシア人権大会となります。国内では、本大会を「ローエイシア福岡人権大会」と呼んでいます。

本人権大会において、子どもの権利委員会が中心となって「子どもの権利と地球温暖化等の環境破壊」をテーマとした分科会セッションを実施します。

2021年にユニセフが発表した子どもの気候危機報告書によると、アジア諸国においても、猛暑、干ばつ、海面上昇、豪雨、高地の氷河融解等が人々の生活に大きな影響を及ぼすことが予想されています。干ばつ等によって生じる食糧不足や、海面上昇により生活場所の移転を余儀なくされることは、子どもたちの成長・発達に深刻な影響を与えます。日本においても、温暖化による第一次産業への影響や、猛暑による夏季の子どもたちの活動制限などが現実化しつつあります。地球温暖化のほかにも、森林伐採を含む無計画な開発や原発の問題など、環境破壊によって子どもたちの今と将来の生活が脅かされようとしています。

環境問題は、まさに国境を超えた問題です。そして、環境問題については、それに原因を与えている国と、被害を受ける国のギャップも指摘されています。地球温暖化によって最も影響を受ける33か国のCO_2排出量は、全体のわずか9パーセントに過ぎないと言われています。ちなみに2020年のデータによると、日本のCO_2排出量は中国、アメリカ、インド、ロシアについで5位とされています。地球温暖化による生活環境の悪化を防ぎ、子どもたちの生存と成長を保障することは、世界中が協力して取り組むべき重要課題であり、日本においても喫緊の課題です。

こうした中で、世界中で子どもたちが声を上げ、行動を起こしています。スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんが15歳の時に始めた「気候のための学校ストライキ」は、未来のための金曜日（Fridays For Future）運動として世界に広がりました。また、いくつかの国では子どもが原告となって環境保全を目的とした裁判を起こしています。環境保護問題は子どもの社会参加の一場面としても進展しつつあります。

今回の分科会では、実際に環境保護活動をしている子ども・若者や、環境問題に詳しいアジアの弁護士をスピーカーに招き、いま、環境破壊がどのように子どもたちの権利を脅かしているか、それに対して子どもたちが何を考え、行動を起こそうとしているか、また法律家は環境保護のために何ができるのかを明らかにし、これからの環境保護活動の在り方を考えていきます。これまで日本においては、環境問題を子どもの権利として取り上げることはまれで、当連合会としても十分な取組はできていません。今回の分科会セッションを取組の出発点にしたいと考えています。

なお、ローエイシア人権大会は、様々な人権問題を議論するとともに、アジアの弁護士が親睦を深める機会でもあります。各セッション等を通して、他国の弁護士の考え方や仕事ぶりを知ることができますし、レセプションでは福岡の美味しい食事と飲み物を共にしながら、各国の弁護士事情を共有することができます。各セッションは全て通訳が付きます。また、英語が堪能な日本の弁護士も参加しますので、レセプション等での交流も大丈夫です。

ぜひ、ローエイシア福岡人権大会に参加してください。

■日弁連一般ウェブサイト
「ローエイシア福岡人権大会」
案内掲載ページ

宗教等二世問題について

子どもの権利委員会委員　掛川　亜季（東京弁護士会）　子どもの権利委員会幹事　川原　祐介（埼玉弁護士会）

2022年7月、安部元内閣総理大臣が銃撃されたことをきっかけに、保護者（主に親）が宗教活動に傾倒し、子どもが貧困状態や特異な環境下に置かれ苦しむ実態、いわゆる宗教二世が社会的な注目を集めました。なお、宗教でなくとも、親の特殊な価値観のもとで生活することを強いられる子どもも類似の苦しみを抱えることから、本稿では宗教「等」二世とします。

1　宗教等二世にかかわる従前の把握状況

1990年代のオウム真理教施設からの集団一時保護等、保護者の信仰する宗教等の下で子どもの権利利益が害される事案は以前からありました。しかし、これまで児童相談所が認知した数は少なく、多くの子ども達は自身の置かれた環境に違和感を持てない、あるいは嫌だと思っても声を上げることが難しかったと推測されます。また、親あるいは子自身の信仰の自由との命題のもと、親の主張、あるいは周囲の環境に影響を受けた子どもの意向表明をどう考えるか、子どもの権利侵害状態となっていないか等、十分な検討がされていたとは言い難い状況でした。

2　文部科学省通知

文部科学省は、2022年10月6日付及び同年11月10日付けで通知を発出し、全国の教育委員会等に対し、宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることなく、宗教二世などの児童生徒について学校が積極的に早期の発見や支援、対応などに努めるよう求めました。また、心のケアが必要な場合はスクールカウンセラーなどと共に教育相談に取り組み、児童相談所など関係機関と連携して必要な支援を行うよう求めています。

3　厚生労働省通知

厚生労働省も、昨年10月に、宗教の信仰のみを理由として児童虐待事案について消極的な対応をとることがないようにする通知を発出しましたが、さらに昨年12月、詳細な指針を公表しました（令和4年12月27日厚生労働省子ども家庭局長通知「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」）。

この通知では、例えば「宗教活動や布教活動への参加強制や人生選択の強制、激しい言葉での叱責や霊感的な言葉を用いての脅し等により幼少期からの継続的な恐怖の刷り込み等」、「特定の宗教を信仰しない者との交友や結婚を一律に制限するような行為」、「信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより家庭生活に大きな支障が生じ、養育環境の観点から適切な住環境、衣類、食事等が提供されていない場合や教育機会の提供に支障が生じている場合」等を虐待に該当するとしました。なお、虐待該当性の判断にあたっては、機械的に当てはめるのではなく、児童の側に立って判断することも求めました。

4　立法課題等

前記各省の取組により、学校現場や児童相談所等の児童福祉分野での宗教等二世問題への取組が進展することが期待されますが、相談窓口の拡充やこの問題への正確な理解と対応が望まれます。一方、経済的な搾取を含む経済的な虐待等、現行法の下では十分な対応がとられにくい事案もあると考えられます。

また、昨年には「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（寄付金新法）」が制定されましたが、未成年者がこの法律に基づいて被害回復を得ることは非常に困難であると言わざるを得ません。

どのような制度や運用改善が求められるか、また、現行法制度下で不足と考えられる部分については、どのような立法対応が望ましいか、日弁連霊感商法等ワーキンググループとともに、当委員会でも検討中です。